
【資料1】

本県の廃棄物処理の 現状及び課題

令和6年8月1日
青森県環境エネルギー一部環境政策課

一般廃棄物 【環境政策課】

1 ごみの排出及び処理の状況

(1) 排出の状況

- ▶ 令和4年度の本県のごみ総排出量は444,849トンで、前年度比約2.3%減少した。
- ▶ 県民1人1日当たりのごみ排出量は991gで、前年度から11g減少した。
- ▶ これは全国値である880gよりも111g多く、全国値よりも多い傾向が続いている。
- ▶ 1人1日当たりのごみ排出量の内訳をみると、生活系ごみ678g、事業系ごみ313gで、生活系ごみが前年度比12g減少、事業系ごみが前年度比1g増加しており、いずれも全国値よりも多い状況である。
- ▶ 県全体の人口の5割超を占める青森市、弘前市、八戸市の3市の状況は、コロナ禍での巣ごもり消費や片付けごみ等の増加による影響が落ち着いたことから、前年度より青森市・弘前市が1g、八戸市が27g減少となっている。

※ 排出量の推移：参考資料2ページ表1-1

※ 市町村毎の状況：参考資料3ページ表1-2

図1 ごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移

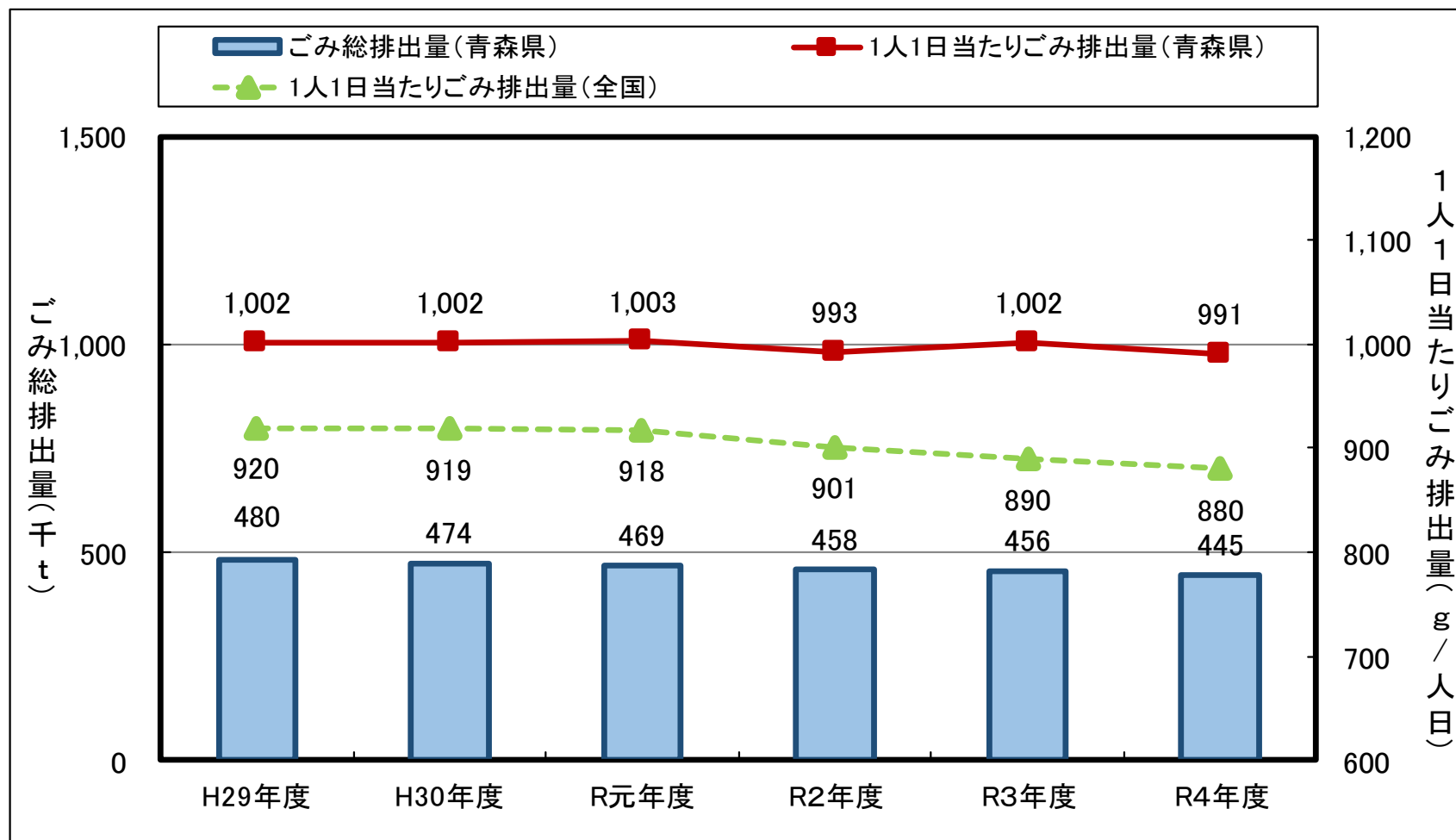
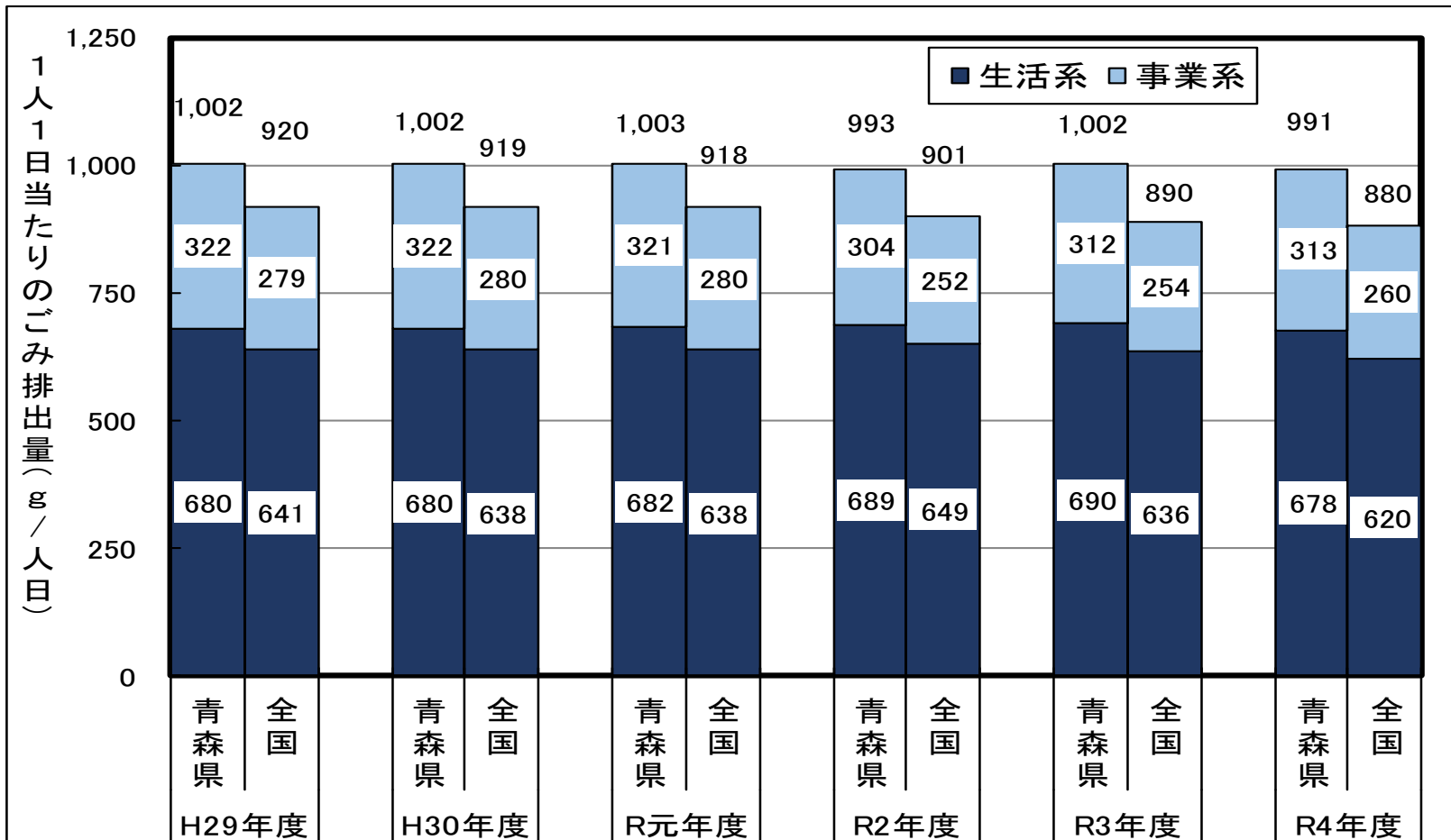


図2 1人1日当たりの生活系ごみと事業系ごみの比較



※端数を四捨五入しているため、全体の数値と内訳の合計が一致しない場合あり。

(2) 処理の状況

- ▶ 市町村の処理施設等に搬入されたごみ436,756トン、409,819トンが焼却や破碎・選別等により中間処理され、9,741トンが再生業者等への引き渡しにより直接資源化され、17,196トンが最終処分場に直接埋め立てられている。

※ごみ処理フロー（令和4年度）：参考資料4ページ図1－1

(3) 資源化の状況

① 再資源化量

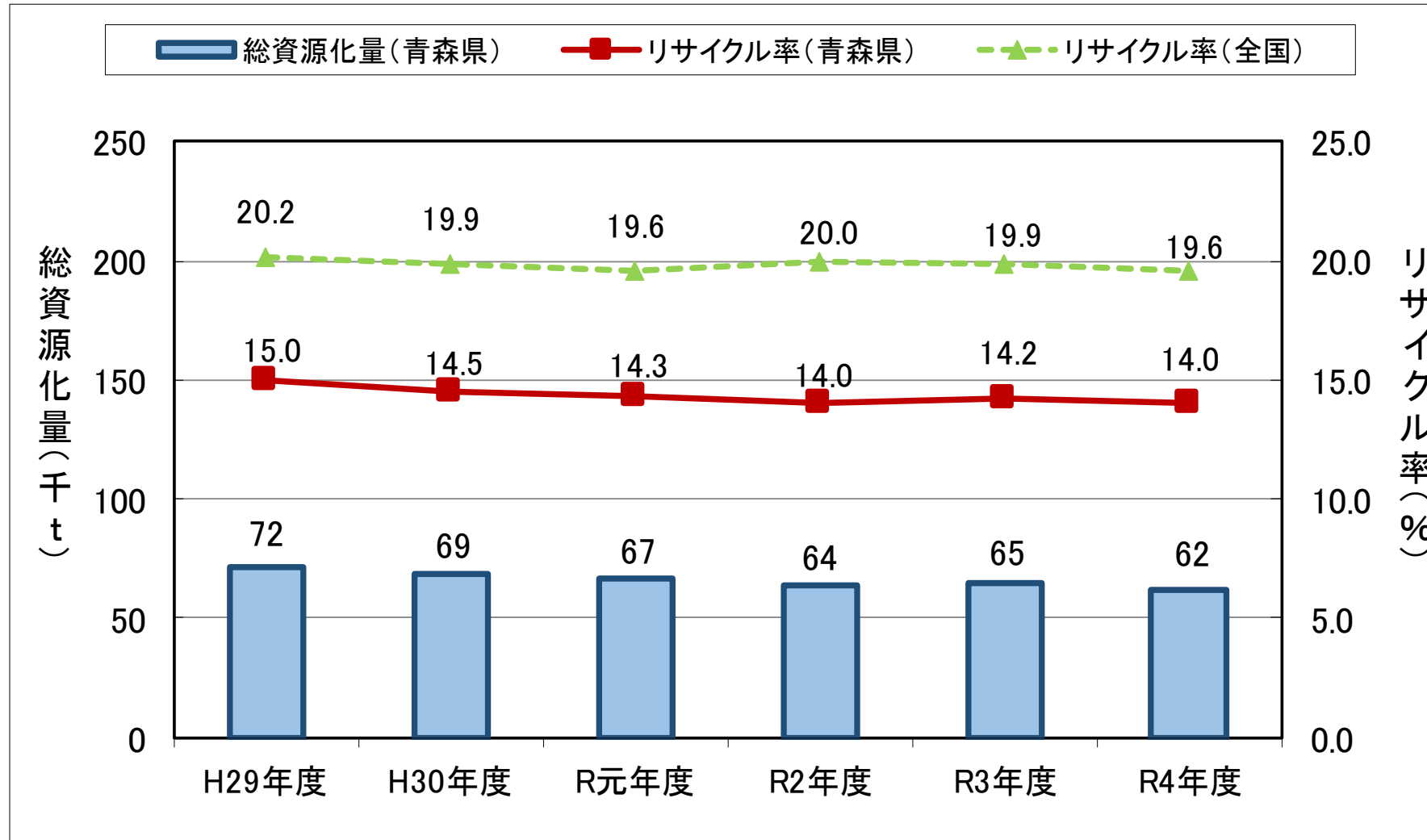
- ▶ 令和4年度の本県のごみの総資源化量は62,138トンで、前年度に比べ約4.3%減少した。また、リサイクル率は14.0%で、前年度に比べ0.2ポイント減少した。なお、全国値の19.6%と比べて5.6ポイント低く、全国との差が大きい傾向が続いている。
- ▶ リサイクル率を市町村別で見ると、40市町村中17団体で上昇した一方、21団体で減少、2団体が横ばいである。リサイクル率はほぼ前年度並みとなっており、県が整備したオフィス町内会や古紙リサイクルセンターのほか、スーパー等での店頭回収の利用など、県民・事業者における適正分別意識の向上が図られてきたことが影響していると推察される。

※ 資源化量の推移：参考資料5 ページ表1－3

【参考】

- ▶ 県が民間資源回収事業者に対して実施した調査では、令和4年度の民間回収による資源化量は96,027トンで、この分を加えた県全体としてのリサイクル率は29.2%となる。

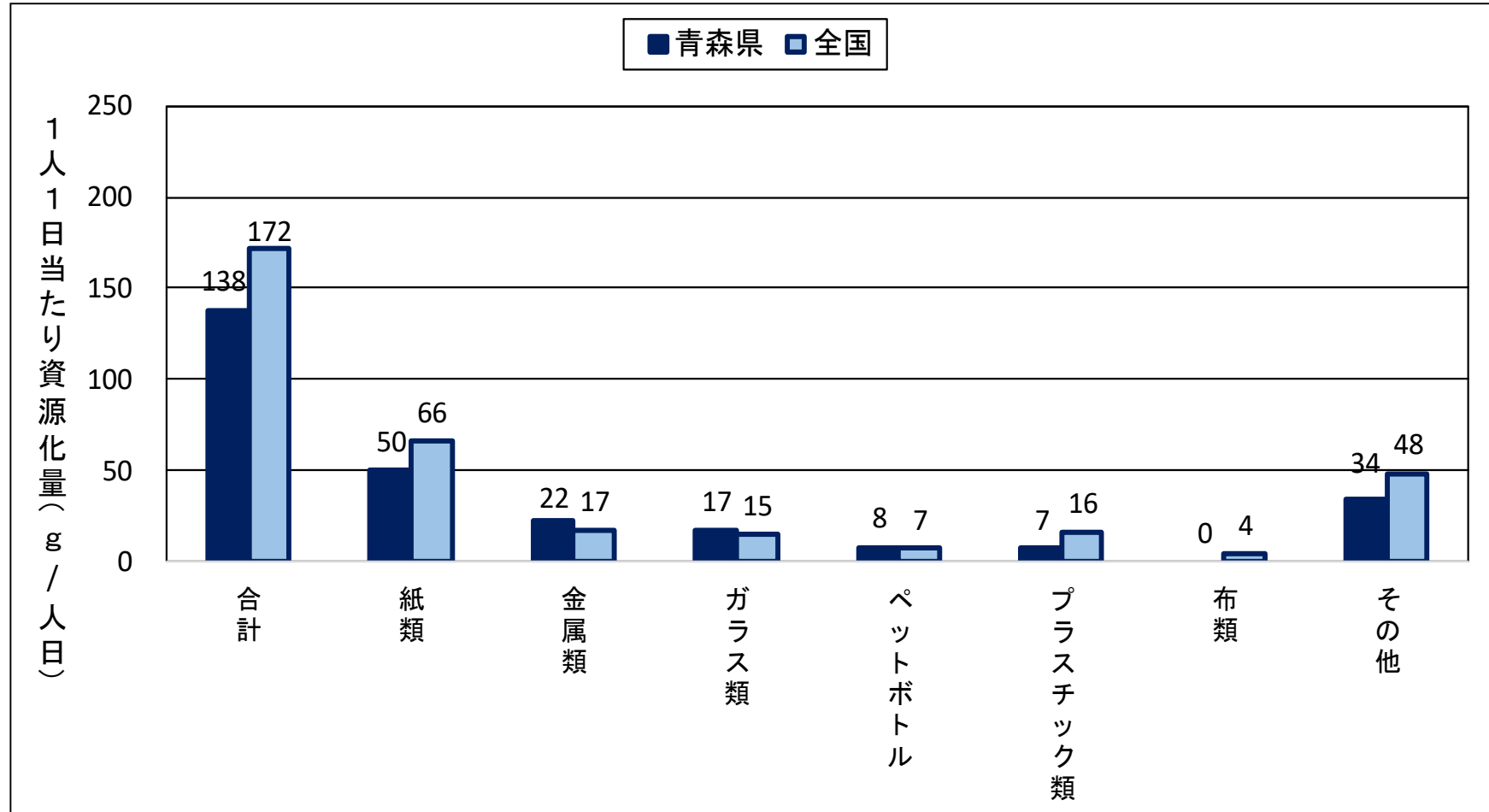
図3 総資源化量とリサイクル率の推移



② 1人1日当たりの資源化量の種類ごとの比較

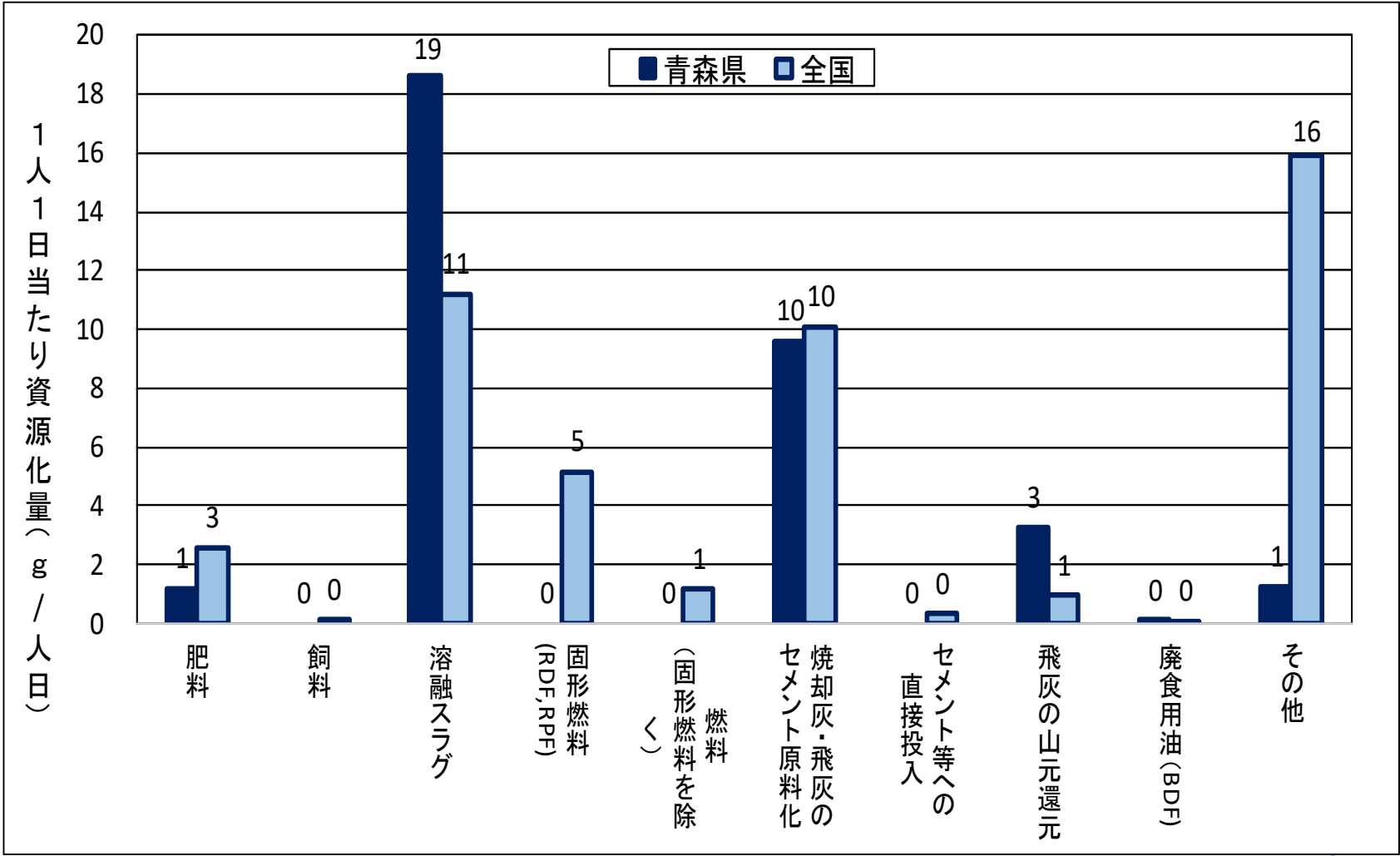
- ▶ 1人1日当たりの資源化量の状況は図4及び図5のとおりで、特に紙類及びプラスチック類の資源化量が全国値を大幅に下回っている。

図4 1人1日当たりの資源化量の種類ごとの比較（令和4年度実績）



※端数を四捨五入しているため、全体の数値と内訳の合計が一致しない場合あり。

図5 その他資源ごみの1人1日当たりの資源化量の内訳（令和4年度実績）



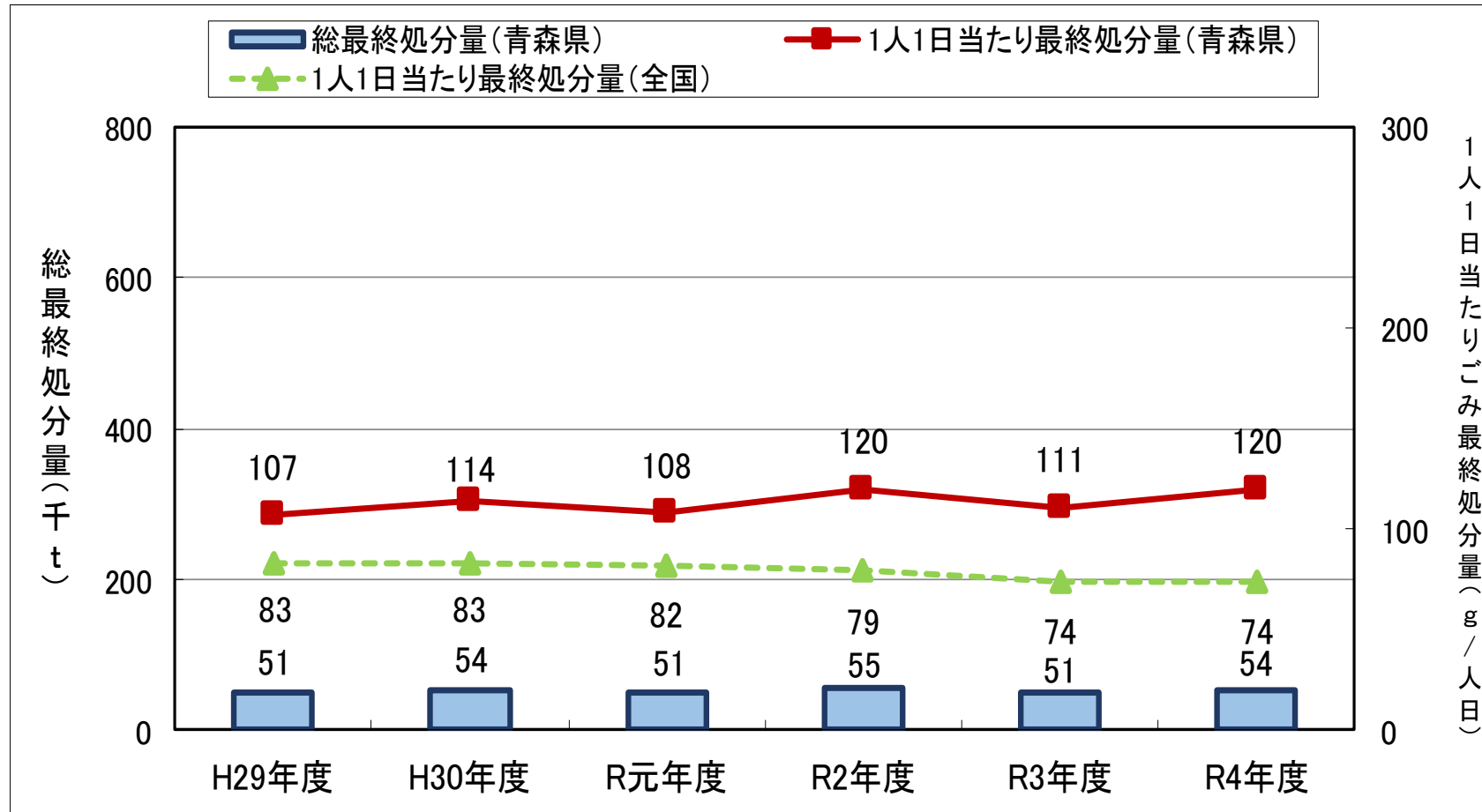
※端数を四捨五入しているため、全体の数値と内訳の合計が一致しない場合あり。

(4) 最終処分の状況

- ▶ 令和4年度の本県のごみの総最終処分量は53,858トンで、前年度に比べ約6.2%増加し、県民1人1日当たりの最終処分量は120gで、前年度に比べ9g増加した。
- ▶ 全国値よりごみ排出量が多く、ごみ処理量に占める直接最終処分量の割合が高いため、全国値の74gと比べて46g多く、全国値より多い傾向が続いている。また、計画の目標値である85gまでは更に35g減少させる必要がある。

※ 最終処分量の推移：参考資料6ページ表1－4

図6 最終処分量と1人1日当たりのごみ最終処分量の推移



2 一般廃棄物処理施設の現状

(1) ごみ焼却施設

- ▶ 令和5年度末現在17施設が稼働し、処理能力は1日当たり2,113トンとなっている。
- ▶ また、稼働中の15施設で焼却の際に発生する熱を利用しており、このうち3施設で発電を行っている。

※ 焼却施設の設置状況：参考資料7ページ表1－5

※ 規模別設置状況及び余熱利用状況：参考資料8ページ図1－2

(2) 焼却施設以外の中間処理施設

- ▶ 令和5年度末現在13施設が稼動し、処理能力は1日当たり合計583 t となっている。
- ▶ 処理内容は、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別・圧縮、資源ごみの選別・圧縮・梱包などとなっている。

※ 焼却以外の中間処理施設の設置状況 : 参考資料9ページ表1-6

(3) 最終処分場

- ▶ 令和5年度末現在30施設が稼動し、残余容量は160万8015m³となっている。
- ▶ また、令和5年度末現在の残余年数は、県全体では約36.6年となっており、全国値の約23.4年を上回っている。
- ▶ 地域別に見ると、焼却残渣が基本的に全量再生利用されている下北地域がもっとも長く、東青地域がそれに次いでいる。

※ 最終処分場の設置状況：参考資料10ページ表1－7

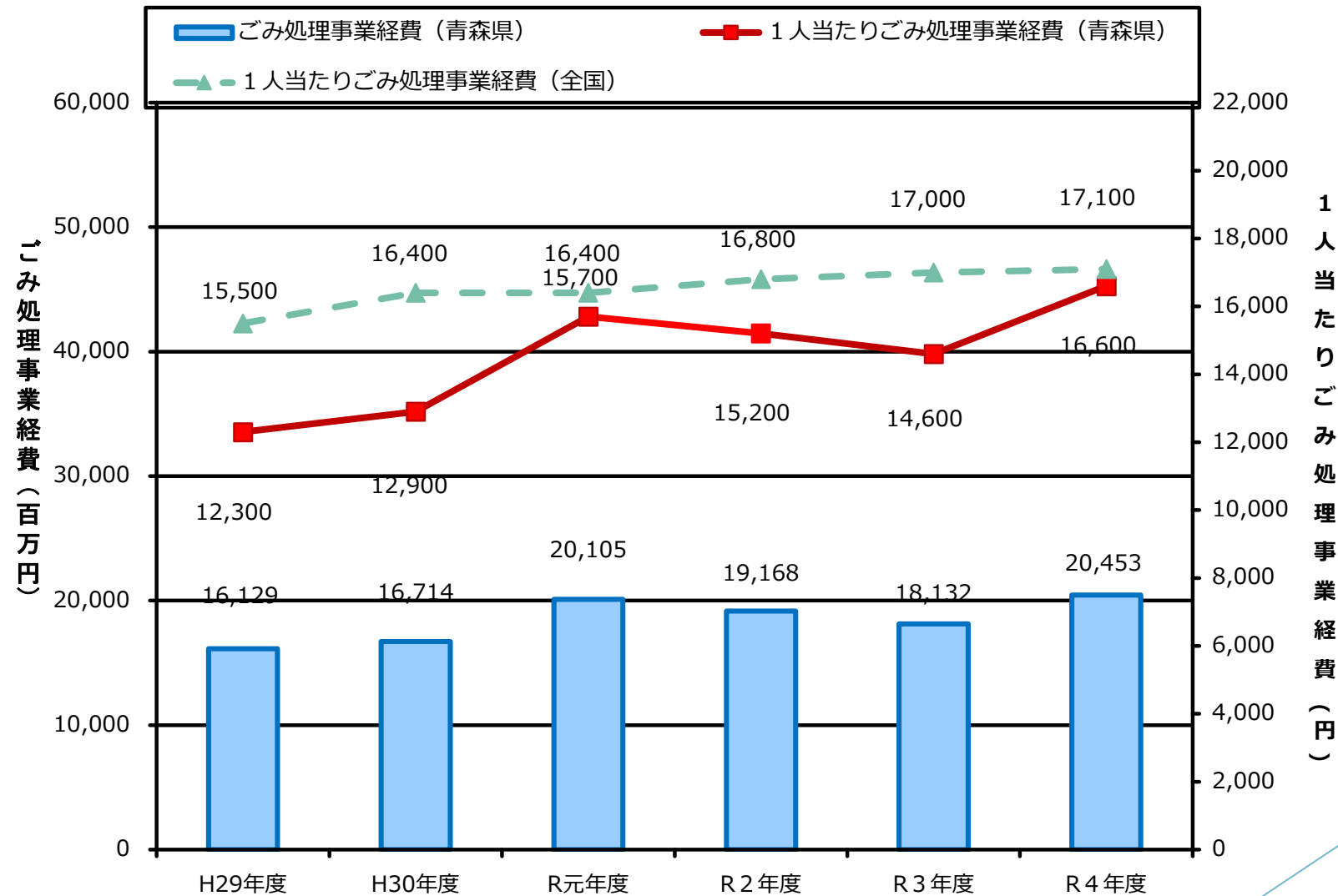
※ 地域別残余年数：参考資料11ページ表1－8

3 ごみ処理の経費

-
- ▶ 令和4年度のごみ処理事業経費は約204.5億円で、
県民1人当たりでは、約16,600円となっている。

※ 一般廃棄物処理経費の推移：参考資料12ページ表1－9

図7 ごみ処理事業経費と1人当たりのごみ処理事業経費の推移



4 一般廃棄物処理の課題

青森県循環型社会形成推進計画における一般廃棄物処理の目標値

- ① 令和7年度の1人1日当たりの排出量を
生活系ごみ640g、事業系ごみ300g、計940gとする。
- ② 令和7年度の行政回収量に係るリサイクル率を17.0%とし、
民間回収量をあわせた県全体の資源回収量から算出される
リサイクル率を34.0%にする。
- ③ 令和7年度の1人1日当たりの最終処分量を85gとする。

表 1 目標値と実績値との比較

		R7年度 目標値	R4年度 実績値	目標値 との差	R4年度 全国値
1人1日当たりの排出量 (g/人日)		940	991	51	880
	うち生活系 (g/人日)	640	678	38	620
	うち事業系 (g/人日)	300	313	13	260
リサイクル率 (%)		34.0	29.2	△4.8	19.6
	うち行政回収量	17.0	14.0	△3.0	—
	うち民間回収量	17.0	15.2	△1.8	—
1人1日当たりの最終処分量 (g/人日)		85	120	35	74

(1) 排出量

- ▶ 令和4年度の1人1日当たりのごみ排出量は991gであり、「第4次青森県循環型社会形成推進計画」の目標値940g（令和7年度）まで、あと51gとなっている。
 - ▶ 同計画では、計画期間中の重点取組として
 - ①プラスチック資源循環の推進
 - ②食品ロス削減対策の推進
 - ③行政・民間事業者等各主体の連携強化
- を掲げており、目標達成に向け、可燃ごみ中大きな割合を占めるプラスチック、紙ごみ、生ごみの3Rの取組の実践について、引き続き「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、県民や事業者等の環境意識の向上や、市町村等と連携した取組を強化していく必要がある。

(2) リサイクル率

- ▶ 令和4年度のリサイクル率は14.0%であり、目標値17.0%（令和7年度）まで、あと3.0ポイントの改善が必要である。
- ▶ 全国値（19.6%）より低くなっている主な要因としては、資源化量の中で最も大きな割合を占める紙類の資源化量が、依然として全国値の約7割にとどまっていること、ペットボトル以外のプラスチック類の分別収集を行う市町村が23市町村にとどまっていることなどが考えられる。
- ▶ 一方、県が調査した令和4年度の民間回収分も含めた県全体としてのリサイクル率は29.2%となっており、民間による資源回収もごみのリサイクルに大きな役割を果たしていることから、県全体のリサイクル率向上に向け、民間事業者との連携について検討を進める必要がある。

(3) 最終処分量

- ▶ 令和4年度の1人1日当たりのごみの最終処分量は120gであり、前年度から9グラム増加したが、目標値85g（令和7年度）まで、あと35gの削減が必要である。
- ▶ このため、引き続き、市町村及び一部事務組合に対して、最終処分量の削減に向けた施策の展開を促す必要がある。

産業廃棄物 【環境保全課】

1 処理体制の状況

(1) 産業廃棄物処理業者の状況

表1 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者数

年度	産業廃棄物処理業			特別管理産業廃棄物処理業			合計
	収集運搬業	処分業	計	収集運搬業	処分業	計	
R 4 年度 末	1,836	255	2,091	296	18	314	2,405
R 5 年度 末	1,884	251	2,135	306	18	324	2,459

(青森市、八戸市所管分を含む。)

※ 各業における許可業者数であり、複数の許可を有する事業者はそれぞれ計上している。

(2) 産業廃棄物処理施設の状況

- ▶ 産業廃棄物処理施設には、焼却施設、汚泥の脱水施設等の中間処理施設と埋立処分を行う最終処分場があり、その施設数は表 2・3 のとおりである。

表 2 産業廃棄物中間処理施設数

施設の種類	R 4 年度末	R 5 年度末
焼却	24	23
汚泥の脱水	27	28
汚泥の乾燥	3	3
廃油の油水分離	2	2
廃プラスチック類の破砕	27	27
木くず又はがれき類の破砕	467	475
シアン化合物の分解	1	1
計	551	559

(青森市、八戸市所管分を含む。)

表 3 産業廃棄物最終処分場施設数

施設の種類	R 4 年度末	R 5 年度末
安定型	7	7
管理型	8	8
遮断型	0	0
計	15	15

(青森市、八戸市所管分を含む。)

2 産業廃棄物処理の課題

青森県循環型社会形成推進計画における 産業廃棄物処理の目標値

- ① 令和 7 年度の排出量を317万 4 千tとする。
- ② 令和 7 年度の再生利用量を152万 4 千tとする。
- ③ 令和 7 年度の最終処分量を 7 万 t とする。

- ▶ 産業廃棄物の適正処理は、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び産業の健全な発展を図る上で重要な課題である。このため、関係者の責任と役割分担に応じた取組が必要となる。

(1) 排出事業者処理責任等の徹底

- ▶ 県では、排出事業者等を対象に廃棄物処理法に関する説明会を定期的を開催し、排出事業者の責務や産業廃棄物処理基準等について周知を図っているが、依然として排出事業者の認識不足が産業廃棄物の不適正処理の原因となっている事例が多く見受けられる。
- ▶ このため、排出事業者においては、排出事業者処理責任の原則に従い、産業廃棄物の発生から最終処分までの管理を徹底し、適正に処理することが必要となる。

(2) 適正処理及び減量化の推進

- ▶ 本県における産業廃棄物の排出量、再生利用量及び減量化量は増加傾向にある。
- ▶ 産業廃棄物の適正処理及び減量化の推進を図るためには、事業者において排出抑制及び適正な循環的利用を最大限に行った上で、中間処理による減量及び最終処分を適正に行うとともに、県においてもリサイクルルートについての情報提供などに努める必要がある。

(3) 安全性、信頼性の確保と不法投棄防止対策等

- ▶ 近年、産業型公害は改善傾向にあるが、廃棄物処理については、依然として不法投棄が後を絶たない状況である。
- ▶ このため、国においては、廃棄物処理法を改正するなど、規制強化を図ってきたところである。県においても、排出事業者や処理業者等に対して、法令等で定める処理基準、委託基準、マニフェストによる廃棄物の適正管理及び施設の維持管理基準の遵守を指導するとともに、不法投棄等の防止対策に取り組むなど、産業廃棄物の処理に係る安全性と信頼性を引き続き確保していくことが必要である。
- ▶ なお、本県における産業廃棄物の不法投棄等の件数は表2のとおりである。

表 2 本県における産業廃棄物の不法投棄等の件数

項目		R 4 年度末	R 5 年度末
前年度 からの 繰 越	繰越件数	313	320
	解決件数	30	41
	小計	283	279
当年度 案 件	発見件数	63	78
	解決件数	26	43
	解決率	41.3%	55.1%
	未解決件数	37	35
年度末継続指導件数		320	314

(青森市、八戸市所管分を含む。)

(4) 最終処分場等処理施設の確保

- ▶ 県外の最終処分場の残余容量が不足している地域では、その立地に当たり、地域住民の理解が得られないなどの困難が生じている事例も見受けられるが、本県においては、現時点では十分な残余容量がある状況である。
- ▶ 県では、今後も民間による施設整備が円滑に進むよう、地域住民の不安解消策やコンセンサスの確立などのために、適切な助言、指導を行っていく必要がある。
- ▶ なお、本県における最終処分場の残余容量は表3のとおりである。

表 3 産業廃棄物最終処分場の残余容量

(単位：千m³)

設置主体	区分	R 4 年度末	R 5 年度末
排出事業者	安定型	17	17
	管理型	19	19
処分業者	安定型	45	41
	管理型	1,258	1,172
合 計		1,339	1,249

(青森市、八戸市所管分を含む。)

(5) 広域処理への適切な対応

- ▶ 県外から搬入される産業廃棄物については、青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例に基づき適正処理を図る必要がある。
- ▶ なお、事前協議件数と搬入量は表4のとおりである。

表 4 事前協議件数と搬入量

項目	R 4 年度末	R 5 年度末
事前協議件数	647	649
変更協議件数	29	41
搬入量(t)	283,808	257,233

(6) P C B 廃棄物処理の課題

- ▶ 県では、これまで高濃度 P C B 廃棄物に関する掘り起こし調査を始め、テレビや新聞、ラジオ等の各種媒体を活用した広報活動、高濃度 P C B 廃棄物等の保管・所有事業者を対象とした立入検査による指導を進め、変圧器・コンデンサー等については令和 4 年 3 月 31 日、安定器及び汚染物等については令和 5 年 3 月 31 日をもって法定処分期限が終了したところである。
- ▶ 一方、低濃度 P C B 廃棄物についても法定処分期限（令和 9 年 3 月 31 日）が迫っており、保管等の実態把握や事業者等に対する期限内処分の必要性や事業場内における電気機器の調査等に係る周知を進めていくとともに、低濃度 P C B 廃棄物を保管している事業者に対しては、立入検査等により期限内処分の徹底を指導していく必要がある。